

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答(様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)									
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請		措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0200010	官公庁の入札制度、契約制度の改善	会計法第29条の3、予算決算及び会計令第72条、第73条、第75条	入札は、独自の様式を定め実施。特殊要因に応じて適宜変更。 入札・申請は紙のみで実施。電子入札については、入札件数が少ないことから、費用対効果の問題があり未実施となっている。	b b		b: 各省統一基本様式化の動きがあればそれに対応。 b: 電子入札については、今後、入札件数の少ない省庁が共同で参加できるシステムが導入されれば対応可能。							5008	5008400	オリックス㈱	40	官公庁の入札制度、契約制度の改善		統一基本様式を定め、団体や法人の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。また、昨今のIT社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。	全省庁
z0210010	国立大学教員の勤務時間内兼業許可の実施	国家公務員法101条 人事院規則14-17, 14-18	国立大学教員等の勤務時間内における役員兼業については、構造改革特別区域における特例措置として認められることとなっている。	a		国立大学教員の勤務時間内役員兼業については、構造改革特別区域において平成15年4月から実施可能となっており、まずはその効果等の評価を見ることが必要と考えるが、平成16年度からは国立大学が法人化することにより、全国で、各国立大学法人の判断により勤務時間内兼業が可能となる。		回答では平成15年4月から特区では実施可能とされているが、要望内容は更なる産学連携を促進するために速やかにその全国展開を求めるものであり、16年4月からの国立大学法人化を待たずに全国展開することを検討されたい。	a		国立大学教員等の勤務時間内役員兼業については、構造改革特別区域において平成15年4月から実施可能となっており、構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)において、その実施状況の評価した上で、全国実施、特区限定、特例措置の廃止又は是正を決めるものとされたところであり、まずはその効果等の評価を見る手続となっているものと承知している。	5014	5014110	(社)関西経済連合会	11	国立大学教員の勤務時間内兼業許可の実施	201202203	国立大学において法人化を待たずに勤務時間内の兼業許可を全国的に実施する。	文部科学省【人事院】	